

大分港利用の手引き



平成 29 年 4 月 1 日

大分県土木建築部港湾課

大分県大分土木事務所

目次

- I. はじめに
- II. 大分港における水域利用調整ガイドライン
 1. 水域利用調整の概念
 2. 水域利用調整に必要な予定情報について
 3. 船舶からの入出港当日の通報について
 4. 大分港利用船舶の動静把握と予防安全のための情報の提供について
 5. 指定錨地の利用について
 6. 関係法令の抜粋
- III. 大分港を利用する際の確認事項
 1. 大分港及び周辺の上情報
 2. 海図について
 3. パイロットの要請
 4. タグボートの要請
 5. 関係機関との通信
 6. 海難等発生時の措置
- IV. 参考資料
 1. 大分港の概要と沿革
 2. 港湾施設の概要
 3. その他関係機関への事前手続き
 4. 「大分港利用の手引き」作成にあたり、説明及び意見聴取の経緯

I. はじめに

大分港は、深い水深により、世界最大級の各種運搬船が原料を満載して入出港できる、国内でも数少ない天然の良港である。

現在の大分港の形成は、昭和 30 年代の大規模な臨海工業地帯の造成から始まり、昭和 39 年に新産業都市の指定を受けると、次々に企業が操業を開始した。昭和 39 年に現在の JXTG エネルギーである九州石油、昭和 44 年に昭和電工、昭和 46 年に現在の新日鐵住金である新日本製鐵などが操業を開始し、国を支える基幹産業による大分コンビナートが形成された。

大分コンビナートは、大分県の製造品出荷額の約半分を占めるなど、日本を代表する企業群が高い競争力を誇っており、現在も関連する多くの地場企業と一体となって、この半世紀の間、大分県の経済を支え続けている。

そのコンビナート企業の活動において海上輸送が担う役割は大きく、鉄鉱石専用船等の原料船や原油タンカー・LNG 船などの危険物積載船等の超大型船が多数航行している。また、超大型船以外にもコンテナ船や RORO 船等の外航船舶や内航船舶が多数入出港する全国屈指の重要港湾（港則法上の特定港）である。

このような中、大分港の港湾管理者である大分県は、大分港の安全性・利便性の更なる向上を図るため、平成 27 年 10 月に「おおいたポータルラジオ」に海上の監視設備（レーダー及びカメラ、AIS）を設置し、海上交通の実態が把握できるように機能強化を行った。

本手引きは、機能強化した「おおいたポータルラジオ」が港湾利用者に有効に活用され、超大型船を始め大分港を利用する全ての船舶の効率的な海上輸送と港湾の秩序ある安全な利用に繋がることを目的として作成したものである。

II. 大分港における水域利用調整ガイドライン

1. 水域利用調整の概念

(1) 目的

この手引きは、大分港においてシーバースを利用する超大型船舶や危険物積載船等と泊地を利用する様々な船舶の航行が輻輳するエリアにおける船舶交通の安全を確保し、事故を未然に防止することを目的に、港湾管理者（大分県）と港湾関係者が、自主的に遵守すべき事項を定めたものである。

(2) 対象船舶

大分港に出入港する全ての船舶（漁船・プレジャーボートを除く）。

2. 水域利用調整に必要な予定情報について

(1) 前日の予定情報の提供

次の関係者は、大分港を利用する船舶の入出港予定情報等を前日の 17 時までに“おおいたポータルラジオ（以下：ポータルラジオ）”に提供すること。

① 船舶代理店

- ・当該代理店扱いの船舶情報

【提供内容】 船名/コールサイン（呼出符号） / トン数/LOA/担当者氏名/利用バース名/着舷側/冲着予定時刻/投錨予定錨地/スタート予定時刻/着岸時刻/離岸予定時刻/シフト予定時刻/前港/次港

② 港湾管理者

- ・公共岸壁の使用許可情報

【提供内容】 船名/コールサイン（呼出符号） / トン数/LOA/利用バース名/着舷側/冲着予定時刻/スタート予定時刻/着岸時刻/離岸予定時刻/シフト予定時刻/前港/次港

③ 水先人会

- ・水先人の水先記録

【提供内容】 乗船船舶詳細（船名・トン数・LOA 等） / バース名/着舷側/乗船予定時刻/乗船場所

(2) 予定情報の提供先と方法

【提供先】 おおいたポータルラジオ

【提供方法】 電話番号：097-528-9521

FAX 番号：097-528-9522

E-MAIL :oita@toyoshingo.co.jp

(3) 予定情報に変更があった時の情報提供

(1) の各情報提供者は、その予定情報に変更が生じた時は、速やかに変更内容をポータルラジオに連絡すること。なお、水先人の乗船時刻に変更があった時は、船舶代理店からポータルラジオへ変更の連絡をすること。

3. 船舶からの入出港当日の通報について

(1) ポートラジオへの通報のタイミング

船舶は、下表のとおり、ポートラジオに通報し自船の運航スケジュールを通知すること。また、船舶はポートラジオから必要な情報を得て、安全な入出港を心掛けること。

【外航船舶】

区分		通報時期	本船からの 通報事項	ポートラジオからの 情報提供等
入港	入港前通報	・防波堤到着3時間前 (投錨船は錨地到着 3時間前)	・防波堤到着予定時刻 または、錨地到着予定 時刻 ・前港名	・バース情報 ・パイロット情報 ・漁船操業情報（注1） ・港内・気象情報等
		・防波堤到着30分前	・防波堤到着予定時刻	・バース情報 ・タグ情報 ・他船情報等
		・錨地到着3マイル前	・投錨予定時刻 ・投錨予定位置 ・錨地変更依頼	・錨地情報 ・漁船操業情報 ・新錨地情報
	投錨通報	・投錨終了時	・投錨時刻 ・投錨位置 ・抜錨予定時刻	・バース情報 ・パイロット情報
	抜錨通報	・抜錨終了時	・抜錨時刻 ・防波堤通過予定時刻	・バース情報 ・タグ情報 ・他船情報等
着岸通報	・着岸時	・着岸時刻	・離岸前通報を要請	
出港	出港前通報	・離岸15分前	・離岸予定時刻 ・次港名	・他船情報 ・漁船操業情報
	出港通報	・シングルアップ時	・シングルアップ通報	・離岸タイミング
移動	移動前通報 (バース間移動)	・離岸15分前	・離岸予定時刻 ・防波堤予定時刻	・他船情報
	移動通報	・シングルアップ時	・シングルアップ通報	・離岸タイミング
	着岸通報	・着岸時	・着岸時刻	・離岸前通報を要請

(注1) 漁船操業情報とは、ポートラジオがレーダー上で確認できた情報をいう。

※シングルアップとは、本船の係留索を船首尾それぞれ1本とし、直ぐに出港できる係留状態にあることを言う。

【内航船舶】

区分		通報時期	本船からの 通報事項	ポータラジオからの 情報提供等
入港	入港前通報	・ 防波堤到着1時間前 (投錨船は錨地到着 1時間前)	・ 防波堤到着予定時刻 または、錨地到着予定 時刻 ・ 前港名	・ バース情報 ・ パイロット情報 ・ 漁船操業情報 ・ 港内・気象情報等
		・ 防波堤到着30分前 (注1)	・ 防波堤到着予定時刻	・ バース情報 ・ タグ情報 ・ 他船情報等
	投錨通報	・ 投錨終了時 (注1)	・ 投錨時刻 ・ 投錨位置 ・ 抜錨予定時刻	・ バース情報 ・ パイロット情報
	抜錨通報	・ 抜錨終了時	・ 抜錨時刻 ・ 防波堤通過予定時刻	・ バース情報 ・ タグ情報 ・ 他船情報等
出港	出港前通報	・ 離岸15分前	・ 離岸予定時刻 ・ 次港名	・ 他船情報 ・ 漁船操業情報
移動	移動前通報 (バース間移動)	・ 離岸15分前	・ 離岸予定時刻 ・ 防波堤予定時刻	・ 他船情報

(注1) 本船の状況により、省略することができる。但し、港内及び気象等の状況により、必要に応じてポータラジオから本船へ通報の依頼を行うことがある。

(2) ポータラジオへの通報手段

① 国際 VHF 無線による通報

呼出名称 : おおいたポータラジオ

呼出・応答 : ch16

通信 : ch18, 19 (12, 14)

② 船舶電話による通報

電話番号 : 097-528-9521

4. 大分港利用船舶の動静把握と予防安全のための情報の提供について

ポータルラジオは、船舶との直接交信、AIS、レーダー、監視カメラ等のツールによって船舶のリアルタイムな動静把握に努め、各関係各社から入手した船舶の予定情報等の予定と明らかに相違があると判断した場合は、関係者に通知するとともに、必要に応じて本船の運航調整を行う。

また、ポータルラジオは船舶のリアルタイムな動静把握により危険が予想されると判断した場合は、予防安全のため、下記に基づき情報を提供する。

船舶はこの情報を基に積極的に危険回避に努めるものとし、ポータルラジオは情報提供により得た本船の意図を関係船と情報共有するものとする。

- (1) 入港船及び東西航行船は、防波堤から十分な距離を取り、泊地出港船から視認しやすい進路をとること。ただし、漁船及び漁網を避ける場合を除く。（港則法第 17 条参考）
- (2) 入港船は、泊地入口防波堤での競合を避けるため、代理店等から指定のあった着岸・防波堤通過予定時刻に合わせて、港域外で事前に速力調整して防波堤を通過すること。出来る限り、防波堤付近での待機（急な減速等）は避けること。（港則法第 16 条参考）
- (3) 入出港船は、泊地入口防波堤での競合を避けること。防波堤付近で入港船同士の競合が予想される場合は、泊地の港奥部への入港船を優先することがある。なお、大在泊地における入港船は、定期航路船（RORO 船、コンテナ船）を優先とするが、入港順序に関しては、ポータルラジオにその都度確認すること。
- (4) 入出港船は、防波堤付近で行き会うおそれのある場合は、出港船を優先させること。（港則法第 15 条参考）なお、乙津泊地においては、乙津泊地自主運用基準が定められている。

5. 指定錨地の利用について

- (1) 本船が投錨する場合、本船又は船舶代理店は、事前に港長から錨地の指定を受けなければならない。（港則法第 5 条参考）
- (2) 本船又は船舶代理店は、港長から指定を受けている錨地使用期間と実際の錨地使用時間に変更がある場合は、速やかに港長に対し変更の通知をすること。
※本船が揚錨し、錨地を使用しなくなった際は、速やかに港長に変更の連絡をすること。
- (3) 本船は、投錨前、ポータルラジオに投錨位置の確認をすること。
- (4) 本船は、指定を受けた錨地内に正しく投錨すること。
- (5) 本船は、周囲の状況により、指定を受けた錨地に投錨できない場合は、直ちにポータルラジオに通報すること。ポータルラジオは、海上保安部及び船舶代理店と連絡を取り、港長等からの指示事項を通知する。
- (6) 本船は、投錨後、投錨時間及び位置をポータルラジオへ報告すること。

【指定錨地の位置及び能力】

錨地名	位置	錨地能力				錨泊制限 (隻数)
	度分表記 (度分秒表記)	重量 トン数(t)	長さ (m)	水深 (m)	喫水 制限 (m)	
大分港 1号錨地	33-16.633' N (33° 16' 38' N) 131-38.583' E (131° 38' 35' E) 中心点から半径、100mの円内	25,000	180.0	37 40	34	非危険物2万 GT以下 (1隻)
大分港 2号錨地	33-17.367' N (33° 17' 22' N) 131-41.850' E (131° 41' 51' E) 中心点から半径、100mの円内	300,000	350.0	52 53	46	制限なし (1隻)
大分港 3号錨地	33-17.067' N (33° 17' 04' N) 131-42.567' E (131° 42' 34' E) 中心点から半径、100mの円内	100,000	260.0	46 48	41	5万GT以下 (1隻)
大分港 4号錨地	33-16.700' N (33° 16' 42' N) 131-43.217' E (131° 43' 13' E) 中心点から半径、100mの円内	40,000	200.0	31	27	2万GT以下 (1隻)
大分港 5号錨地	33-15.883' N (33° 15' 53' N) 131-44.550' E (131° 44' 33' E) 中心点から半径、100mの円内	50,000	230.0	26 27	20	3万GT以下 (1隻)
大分港 6号錨地	33-15.700' N (33° 15' 42' N) 131-45.667' E (131° 45' 40' E) 中心点から半径、100mの円内	40,000	200.0	23 24	20	2万GT以下 (1隻)
大分港 7号錨地	33-16.100' N (33° 16' 06' N) 131-45.150' E (131° 45' 09' E) 中心点から半径、100mの円内	300,000	350.0	31 32	20	制限なし (1隻)
大分港 新日鐵沖 錨地	範囲：以下の4地点を結んだ線内 33-16.717' N 131-38.717' E (33° 16' 43' N 131° 38' 43' E) 33-16.400' N 131-38.833' E (33° 16' 24' N 131° 38' 50' E) 33-16.550' N 131-39.483' E (33° 16' 33' N 131° 39' 29' E) 33-16.883' N 131-39.383' E (33° 16' 53' N 131° 39' 23' E)	8,000	135.0	6 41	5.4 (15.0)	5千GT以下 (3隻) 3千GT以下 (3隻)

6. 関係法令の抜粋

大分港を利用する船舶は関係法規並びに泊地の自主基準を遵守すること。

(1) 関係法令の一部抜粋

港則法第 5 条

特定港内に停泊する船舶は、国土交通省令の定めるところにより、各々そのトン数又は積載物の種類に従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。

3 前項に規定する特定港以外の特定港でも、港長は、特に必要があると認めるときは、入港船舶に対しびよう地を指定することができる。

4 前二項の規定により、びよう地の指定を受けた船舶は、第一項の規定にかかわらず、当該びよう地に停泊しなければならない。

港則法第 15 条

汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会うおそれのあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。

港則法第 16 条

船舶は、港内及び港の境界線付近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。

港則法第 17 条

船舶は、港内においては、防波堤、埠頭その他の工作物の突端又は停泊船舶を右舷に見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左舷に見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければならない。

港則法第 18 条

汽艇等（注）は、港内においては、汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。

（注）「汽艇等」とは、汽艇（総トン数 20 トン未満の汽船をいう。）、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

(2) 大分港の自主基準が定められている泊地

① 乙津泊地自主運用基準

乙津泊地には、乙津泊地自主運用基準が設けられている。乙津泊地を利用する船舶は、新日鐵住金(株)大分製鐵所船舶調整室、または船舶代理店に自主運用基準の内容を確認し、それに従って入出港すること。

② 鶴崎泊地自主基準

鶴崎泊地には、鶴崎泊地自主基準が設けられている。鶴崎泊地を利用する船舶は、船舶代理店等に自主基準の内容を確認し、それに従って入出港すること。

III. 大分港を利用する際の確認事項

1. 大分港及び周辺の海上情報

(1) 大分港の海上情報

① 漁船の操業状況

大分港内及び別府湾は好漁場であるため、漁業が盛んに行われている。この海域では、主として5トン未満の小型動力漁船による一本釣り漁業、刺網漁業、底引網漁業、はえ縄漁業等が、周年、昼夜にわたり操業されている。これらの漁船は、1名乗りの場合がほとんどであるため、操業に専念し見張りが不十分になる事があり、その動きには注意が必要である。

この海域で最も回避困難な操業形態はサワラ流し刺網漁業であり、特に春から秋（4月～12月）の盛漁期には大分港前面海域でも、1張りで約2,000メートルの流し刺網（上端部が水面下約6メートル～20メートル）を垂らし、日没前から日出頃までの夜間に数回流して操業している。

② 霧の発生状況

大分港付近の霧の発生状況は5月～7月が多く、なかでも濃霧が発生する時期は梅雨期が最も多い。その時の気圧配置は梅雨前線が九州付近に横たわっている場合（前線霧）か、または、梅雨前線が一時的に北上して太平洋高気圧の周辺部にあたり暖湿気流の流入による場合（移流霧）で、濃霧時は特に衝突や乗揚げ等の海難事故に注意が必要である。

③ 航路標識

大分港の各泊地の入り口には防波堤灯台、シーバース灯が整備されているが、臨海各工場の灯火、煙突、鉄塔等の航空障害灯等多数の背景の灯が存在するので注意が必要である。なお、大在地区に位置する南日本造船株の大型ゴライアス・クレーンは目標となる。

注：別府航路第1号～第4号灯浮標は2006（平成18）年11月に全て撤去廃止されている。

(2) 大分港周辺の海上情報 ～速吸瀬戸の安全航行～

① 速吸瀬戸の概要

速吸瀬戸は豊後水道の北口にあたり、佐田岬～関埼間の幅約7海里で中央のやや西よりに高島がある。主航路は高島～佐田岬間（可航幅約3.5海里）であるが、高島の東北東方に海瀬瀬（あしかせ：水深12.1m岩礁）がある。高島～関埼間は牛島（周囲に危険な暗礁が沿布）、権現碇（ごんげんばえ：危険な暗岩で灯標がある）、平瀬（危険な暗岩で灯標がある）等があり、潮流も強く乗揚げ等の海難事故に注意が必要である。

(3) 速吸瀬戸の気象・海象

① 霧の発生状況

霧の発生は5月～7月に多く、1月に少ない。時には局地的に濃霧になることもあるが、継続は短い。霧の現象は2種類あり、一つは朝霧の現象で穏やかな日の早朝に発生するが、0900～1000頃には消え、濃霧は少ない。他の一つは降雨後に南方から吹き送られる濃霧で、低くかかり山頂等の高い所を覆うことは少ない。

② 潮流の状況

速吸瀬戸は豊後水道の北側にあり、四国沖の外海に発生した瀬浪の進入経路となっている。潮流は一般的に南北に流れ、これは付近の潮汐と比較すると北流（南流）は、付近沿岸の低潮（高潮）約2時間30分後から高潮（低潮）約2時間30分後まで流れる。速吸瀬戸での最大時最強流速は北流5.9ノット、南流5ノットである。

(4) 速吸瀬戸の通航船舶・操業漁船の実態

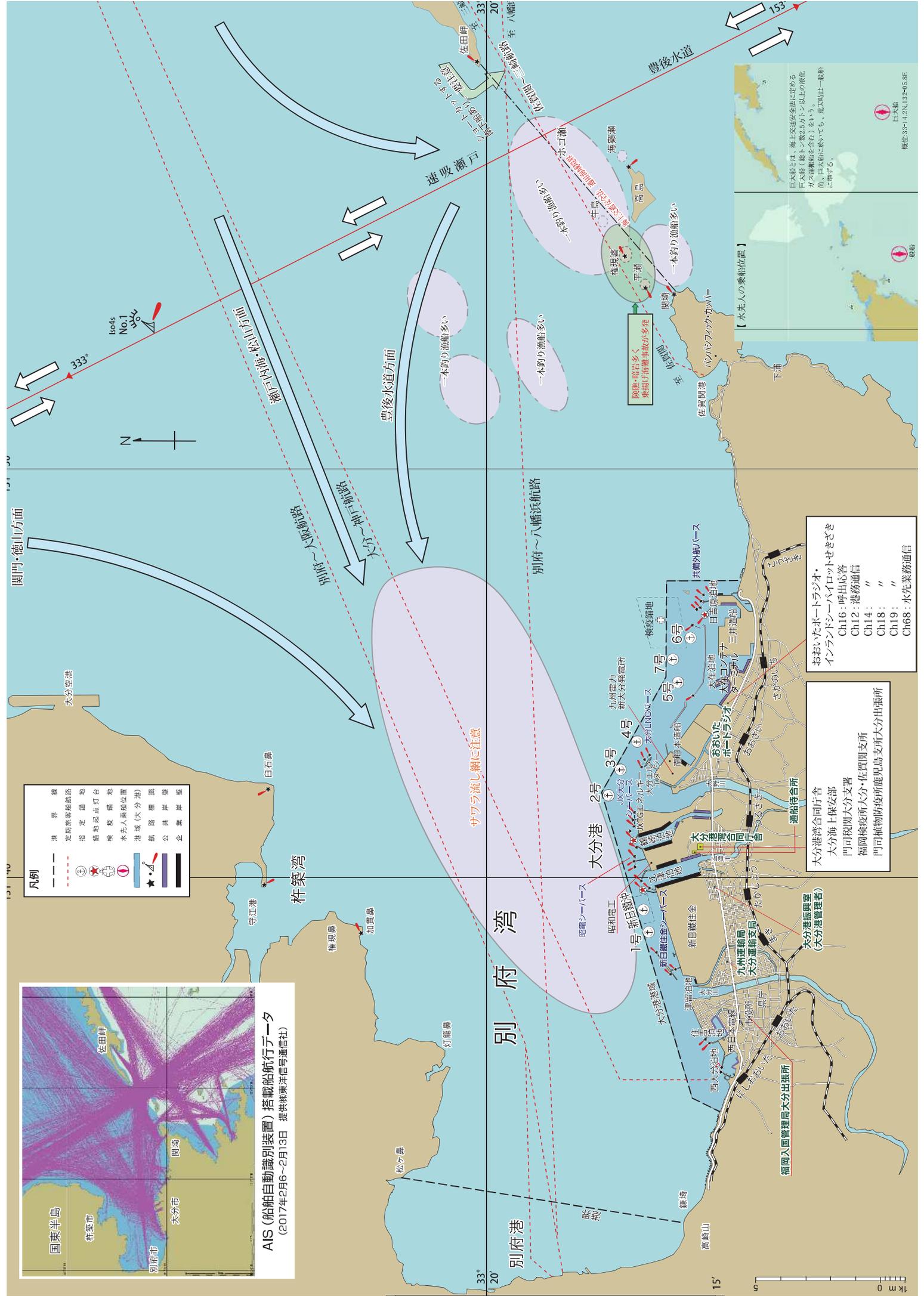
① 通航船舶の実態

速吸瀬戸は、太平洋から瀬戸内海に通じる海上交通の要衝であり、多数（1日約300隻）の各種船舶が往来するとともに好漁場であるため小型漁船が多数操業している。

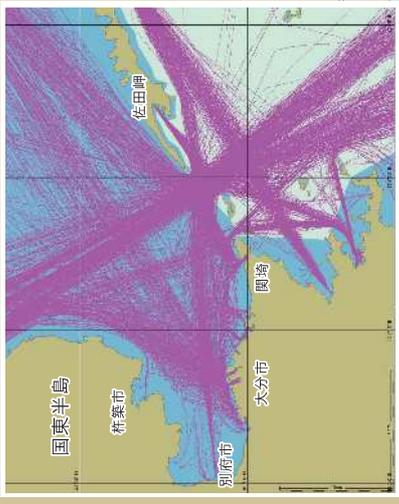
② 操業漁船の実態

速吸瀬戸の操業漁船は、一本釣漁業で5トン未満1名乗組の小型動力漁船である。この一本釣漁船は周年出漁し、操業時間帯が大潮時は終日、小潮時は朝方・夕方操業が一般的である。

操業中は他船を警戒する等の注意を怠りがちであり、また、場所的に集って操業する傾向が強いので、通航船はこれら漁船群を早期に発見し、注意を喚起するとともに早めに避航する等の処置が必要である。



- 凡例**
- 境界
 - 定期航路
 - 指定航路
 - 船地起高灯台
 - 検査船
 - 港域(大分港)
 - 水先人乗船位置
 - 航路
 - 公共
 - 名



AIS (船舶自動識別装置) 搭載船航行データ
(2017年2月6~2月13日 提供: 船業洋信通信社)

おおいたポートラジオ・インランドシームバイロットせきざき
Ch16: 呼出応答
Ch12: 港務通信
Ch14: " "
Ch18: " "
Ch19: " "
Ch68: 水先業務通信

大分港湾合同庁舎
大分海上保安部
門司税関大分支署
福岡検疫所大分・佐賀関支所
門司植物防疫所鹿島支所大分出張所



【水先人の乗船位置】
巨大船とは、海上交通安全法に定める巨大船（総トン数2,500トン以上の液化ガス運搬船を含む）をいう。巨大船に於いても、荒天時は一般船に準ずる。

船位: 33-14.2N, 132-05.8E
巨大船
一般船

15
9
0
3
13

2. 海図について

大分港への入港のために必要とされる次の海図について、最新の海図（改補されたもの）を必ず備えること。

大 分 港	
大分港東部	W 1 2 4 7 A
大分港西部	W 1 2 4 7 B
大 分 港 周 辺 海 域	
別府湾、臼杵湾及び付近	W 1 2 1 8
別府湾	W 1 2 1 9
豊後水道	W 1 5 1
佐賀関港及び付近	W 1 2 2 5
伊予灘及び付近	W 1 1 0 2

3. パイロットの要請

水先法に基づく政令（水先法施行令）において、大分港は内海水先区水先人会の区域に所属し、強制水先制度の対象外の港湾となっている。よって、公共岸壁を利用する船舶は航行の安全を確保するため必要に応じてパイロットを乗船させること。また、私設岸壁を利用する船舶はそれぞれの施設管理者の規定（着棧基準）、または本船の船長の判断に則りパイロットを乗船させること。

水先人の申込要領は、下表の通り。

【内海水先区水先約款および引受事務要領 一部抜粋】

申込期限	水先を求めようとする者は、 <u>水先開始予定時刻の24時間前まで</u> に申し込むこと
申込方法	次のいずれかの方法により申し込むこと (1) 合同事務所の窓口における申込（所在地：神戸市） (2) 電話による申込（電話番号：078-391-7193） (3) FAXによる申込（FAX番号：078-391-7180） (4) 本会HPによる申込 （但し、水先人会発行の船舶代理店別ID、パスワードによる入力を要す）
申込事項	水先を求めるものは、申込の際、次の全ての事項について情報を提供すること (1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類 (2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所 (3) 水先区間及び水先開始予定時刻 (4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否 (5) その他利用者から得た特別な事項
水先人のサービス種別	【ハーバーパイロット（大分港の港内業務）】 乗船時間帯について (1) 日出から日没1時間前まで（入港） (2) 日出から日没30分前まで（出港） ※各バース及び船型により異なる場合がある。 【シーパイロット（内海における航海業務）】 乗船時間帯：24時間体制

※緊急時の本船からのパイロット要請について

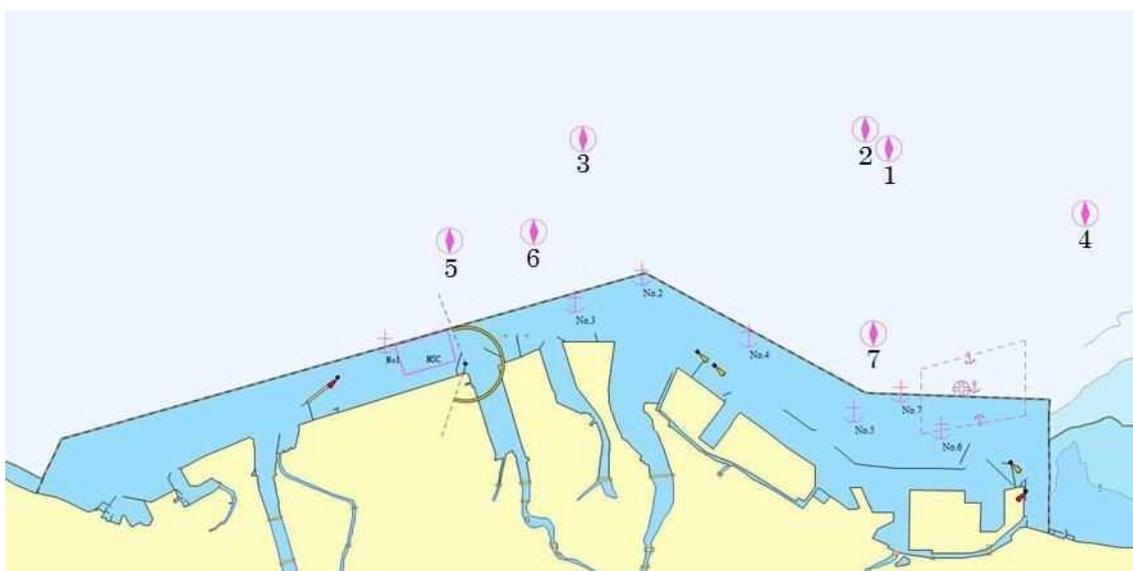
天候の急変等により、急遽水先人が必要になった場合は、“ポータルラジオ”に手配を要請することができる。要請を受けた“ポータルラジオ”はその旨を本船の船舶代理店へ連絡する。“ポータルラジオ”が本船の船舶代理店と連絡がつかない場合は、直接パイロット事務所へ連絡する。いずれの場合も乗船の可否が分かり次第本船に連絡する。

◎緊急要請の場合は水先人乗船までに相当の時間を要することを承知しておくこと。

【水先人の乗船位置】

水先人の乗船位置 (Pilot Station:以下 P/S) の目安は次表のとおり。

対象バース	ポイント名	乗船位置 (概位)		図表 番号
		緯度	経度	
JX シーバース	NO.1 P/S	33-18.70N	131-45.00E	1
昭和シーバース	NO.2 P/S	33-18.90N	131-44.70E	2
新日鉄住金シーバース	NO.3 P/S	33-18.80N	131-41.00E	3
大分 LNG バース	NO.4 P/S	33-18.00N	131-47.50E	4
乙津泊地	NO.5 P/S	防波堤入口北方約1マイル付近		5
鶴崎泊地	NO.6 P/S	防波堤入口北方約1マイル付近		6
大在	NO.7 P/S	都度指示する		7
—	各錨地	投錨中の船舶は全て錨地で乗船		—



4. タグボートの要請

大分港を利用する船舶もしくは船舶代理店は航行の安全を確保するため必要に応じて、前日の15時までにタグボート手配の申請を下表の曳船事務所に行うこと。

会社名及び連絡先	連絡先	馬力 (PS)	隻数
大分臨海興業(株)	097-558-9588	3,000～3,600	3
		4,000～	6
グリーン SHIPPING(株) 曳船事業部 大分営業所	097-528-8550	4,000～	1

※緊急時の本船からのタグボート要請について

天候の急変等により、急遽タグボートが必要になった場合は、“ポータルラジオ”に手配を要請することができる。

要請を受けた“ポータルラジオ”はその旨を本船の船舶代理店へ連絡する。“ポータルラジオ”が本船の船舶代理店と連絡がつかない場合は、直接曳船事務所へ連絡する。いずれの場合も配船の可否が分かり次第本船に連絡する。

◎緊急要請の場合は配船までに相当の時間を要することを承知しておくこと。

【タグボートの待機場所】

水先人を要請せずタグボートのみで入港する船舶は、各泊地の防波堤付近でタグボートと合流すること。また、本船はタグボートと合流する前にタグボートと国際 VHFch16 で連絡を取り、トランシーバーの受け渡し等連絡手段について確認をとること。

5. 関係機関との通信

(1) 国際VHF 海岸局

大分港を利用する船舶は国際 VHFch16 を常に聴守し、必要に応じて下表の海岸局と適切に交信を行い情報交換すること。また、呼出しがあれば必ず応答すること。

呼出名称	機関名	呼出・応答	通信用	備考
もじほあん	第七管区海上保安本部	ch16	ch12	海上保安庁が行う安全に関する通信
おおいた ポータラジオ	大分県	ch16	Ch18, 19 (12, 14)	大分港利用時の港湾管理に関する通信 ※ch12, 14は海上保安庁優先
インランドシー パイロットせきざき	内海水先区水先人会	ch16	ch68	水先業務に関する通信

6. 海難等発生時の措置

大分港内及びその周辺海域において、海難等が発生した際の海上保安庁と港湾管理者への連絡方法と通報内容は次のとおりである。

(1) 海難の種類

- ① 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷
- ② 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の損傷
- ③ 船舶の安全又は運航の阻害

(具体例) 接触事故, 岸壁損傷, 座礁, 転覆, 急病人の発生, 転落, 油流出, 捨錨等

(2) 通報方法

① 海上保安庁

- ・船舶電話、携帯電話、加入電話による通報……「118 番」
(又は、大分海上保安部 097-521-0114)
- ・国際 VHF (ch16) による通報……呼出名称「もじほあん」

② 港湾管理者

- ・船舶電話、携帯電話、加入電話による通報……097-558-5111 (平日日中)
097-528-9521 (夜間及び休日)
- ・国際 VHF (ch16) による通報……呼出名称「おおいたポータラジオ」

③ 通報内容

- ◎発生日時 ◎場所 ◎あなたの名前、船名 (船種、総トン数、積荷)
- ◎乗船者数 ◎海難の状況、人命異常の有無、油流出の有無
- ◎以後の連絡先、方法 ◎現場の気象・海象

※捨錨、落下物、施設損傷、油流出等の海難が発生した場合は、所有者の責任を持って対処すること。

IV. 参考資料

1. 大分港の概要と沿革

(1) 概要

大分港は、瀬戸内海の西端、別府湾の中央に位置し、古くは貿易港として栄え、現在は大型工業港へと変貌しました。

本港の背後に位置する大分市は、大分県のほぼ中央にあって別府湾を臨み、気候は温暖な内海型気候区に属する自然条件に恵まれた地域です。古くは南蛮貿易を盛んにし、九州文化の中心として隆盛を極めました。明治以降、県都として行政の中心となり、昭和39年1月には新産業都市の指定を受け、鉄と石油を基幹とする大分臨海工業地帯の建設を軸に、商工業都市として大きく発展しました。

本港は近代的な大型工業港である一方、唯一市民が海にふれあえる西大分地区では、西大分ウォーターフロントを核として、背後の丘陵地や別府市から大分市にかけての海岸に位置する観光施設と連携し、魅力的な賑わい空間を創造する取り組みも行われています。

(2) 沿革

約450年前、時の領主大友宗麟がポルトガルや明との交易を行った由緒ある港で、当時は我が国でも有数の貿易港でした。大友氏滅亡後は貿易も衰微したままでしたが、時代の要求により、明治末期から大正初期にかけて近代港湾としての整備が始まり、これを契機として急速に阪神地域との海上交通が盛んになり、鉄道網の整備と相まって東九州における海、陸の接点として重要な地位を占めるに至りました。

昭和2年には第2種重要港湾に指定され、昭和7年から14年までは内務省直轄事業として港湾施設の整備が行われましたが、第二次世界大戦により港湾機能は打撃を受けました。

大戦後は漸次港湾機能も回復し、昭和25年の港湾法の制定に伴い、昭和26年に重要港湾に指定され、国の管理を離れ港湾管理者（大分県）により管理運営されることになりました。

昭和30年に出入国管理令に基づく出入港の指定、昭和40年に関税法に基づく開港の指定、昭和42年に港則法に基づく特定港の指定、昭和47年に植物防疫法に基づく植物防疫港の指定を受け、順次港湾機能整備がなされてきました。

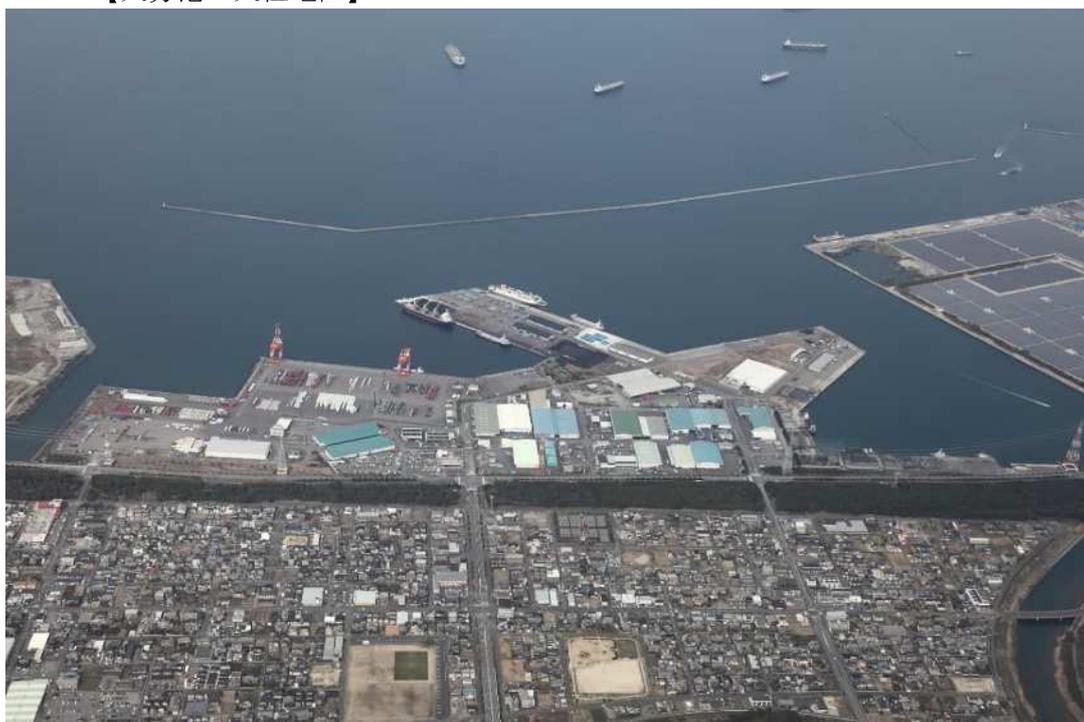
この間、日本経済の拡大に対応するため、昭和34年以降、エネルギー資源確保の目的のため石油配分基地（西大分地区）、木材積出埠頭用地（住吉地区）の整備が行われ、大分鶴崎臨海工業地帯の造成が開始されました。その後、昭和39年の大分地区新産業都市の指定などを経て、産業基盤の整備が着実に進められ、近代的な大型工業港へと変貌しました。

平成6年には輸入促進地域（FAZ）に指定され、平成8年、その中心となる大在

コンテナターミナルに水深14m岸壁、ガントリークレーンが整備、供用開始されました。

一方、港の整備とともに背後の交通網の整備も進み、東九州の物流、情報交流の拠点として大型流通業務団地の整備、九州横断自動車道や東九州自動車道の整備など背後地へのアクセスが飛躍的に向上しています。

【大分港 大在地区】



【大分港 西大分地区】



2. 港湾施設の概要

(1) 公共施設

① 係留施設及び給水施設

埠頭名	係船施設				給水施設	
	岸壁名称 (バース番号)	前面水深 (m) (注)	延長 (m)	最大係船能力 (DWT)	給水栓数	給水能力 (t/h)
西大分地区	1号岸壁 (1~5号)	4.5	295	700		
	2号岸壁 (7号)	7.3	230	3,000		
	4号岸壁 (9~10号)	6.0	160	3,000		
住吉地区	1号岸壁 (1~2号)	10.0	370	15,000	3	15
	2号岸壁 (3~7号)	6.0	469	3,000	2	15
	3号岸壁 (8号)	5.0	70	1,000		
	4号岸壁 (9~15号)	4.5	570	700	2	15
	5号岸壁 (16号)	6.0	105	3,000		
乙津地区	1号岸壁岸 (1~3号)	7.5	390	5,000	2	20
	2号岸壁 (4~5号)	5.5	180	2,000	1	20
鶴崎地区	西岸壁 (9~12号)	4.5	240	700		
	西岸壁 (13~14号)	5.5	180	2,000		
	東岸壁 (1~8号)	4.5	480	700	2	20
大在地区	-4.5m岸壁 (1~2号)	4.5	120	700	2	15
	-5.5m岸壁 (3~8号)	5.5	560	2,000	3	20
	-7.5m岸壁 (9号)	7.5	160	5,000	1	20
	-7.5m岸壁 (12~15号)	7.5	520	5,000	4	20
	-12.0m岸壁 (16号)	12.0	240	30,000	2	20
	-10.0m岸壁 (17号)	10.0	185	15,000	1	20
大在コンテナターミナル	-10.0m岸壁 (19号)	10.0	170	10,000		
	-14.0m岸壁 (20号)	14.0	280	50,000	5	30
日吉原地区	-7.5m岸壁 (1~2号)	7.5	260	5,000		
	-5.5m岸壁 (3~5号)	5.5	270	2,000	3	20

(注) 表内に記載されている前面水深の数値は計画水深であり、実際の水深と異なる場合があります。岸壁を利用にあたって、前面水深を確認したい場合は、港湾管理者 (大分港振興室) へ確認して下さい。

- ・公共の係留施設を利用する船舶又は船舶代理店は、下表の「各種申請受付窓口」に係留施設の使用前までに電話連絡又は申請書を提出すること。
- ・港湾管理者は船舶又は船舶代理店からの各種申請が条例に定める利用基準に合致すると判断した場合は使用を許可する。但し、希望する係留施設が既に予約済みである場合はその旨を通知し、他の係留施設への変更、日時の調整等を行う。
- ・船舶又は船舶代理店は許可を受けた後、使用日時に変更が生じた場合は速やかに変更を届けること。

【各種申請窓口】

申請受付窓口	大分県大分土木事務所 大分港振興室	一般社団法人 大分港清港会	おおいた ポータルラジオ
申請受付時間	平日08:30～17:00	土日祝日09:00～17:00	夜間17:00～09:00
申請受付方法 (電話受付)	097-551-4422 097-556-2174	090-2392-2151	097-528-9521
申請受付内容	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設使用許可申請 ・港湾施設占有許可申請 ・水域・公共空地占有許可申請 ・海岸保全区域等占有許可申請 http://www.pref.oita.jp/soshiki/17300/facilityuse.html	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設使用許可申請 (係船仮受付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設使用許可申請 (係船仮受付)

- ・船舶又は船舶代理店は、給水を要する場合は、下記の窓口で連絡すること。

受付窓口	鶴海運輸(株) 電話番号: 097-592-2265	鶴崎海陸運輸(株) 電話番号: 097-521-1135	住吉運輸産業(株) 電話番号: 097-534-3302
受付対象地区	大在・日吉原地区	鶴崎・乙津地区	住吉地区
受付時間	月～土 08:00～16:00		
給水単価	トン=600円		

② 港湾施設の使用料

- ・ 港湾施設の使用又は占有、利用の許可を受けた者は、大分県港湾施設管理条例第14条第1項又は、第16条の2に基づき、次の別表第1～3に掲げる料金を納付しなければならない。

【大分県施設管理条例 一部抜粋】

第三章 使用料等

(使用料等の納付)

第14条 港湾施設の使用又は占有の許可を受けた者は、別表第1又は別表第2に掲げる使用料又は占有料（以下この章及び第六章において「使用料等」という。）を納付しなければならない。

- 2 知事は、第4条第3号の用途が定められた港湾施設について、当該港湾施設に係る使用料の額の5割以内で規則で定める額を当該使用料の額に加算することができる。
- 3 使用料等の徴収方法、納期及び算定に必要な事項は、この条例に定めるもののほか、規則で定める。

(使用料等の減免)

第15条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、使用料等を減額し、又は免除することができる。

- 一 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するため港湾施設を使用し、又は占有するとき。
- 二 災害その他港湾施設の使用又は占有の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、港湾施設の全部又は一部を使用し、又は占有することができないとき。
- 三 その他知事が特に理由があると認めるとき。

(使用料等の還付)

第16条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第16条の2 別府港駐車場（機械により入退場が管理されるもの）の利用者は、その利用に係る料金を納めなければならない。

- 2 前項の料金（以下「利用料金」という。）は、別表第3に定める額の範囲内で、指定管理者（第23条に規定する指定管理者のうち別府港駐車場の管理に関する業務を行うものに限る。以下この条において同じ。）が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、指定管理者に利用料金をその収入として収受させるものとする。
- 4 前2条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、前2条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(2) 私設施設

埠頭名	係船施設			
	岸壁名	前面水深(m) (注)	延長(m)	最大係船能力(DWT)
新日鐵住金(株)	シーバース	27.0	620	410,000
	スラグ出荷バース	15.0~24.0	290	70,000
	津留Aバース	6.5	60	5,500
	津留Bバース	6.5	120	5,300
	化成品バース	6.0	110	2,000
	重油バース	5.5~7.5	260	5,000
	製品岸壁 (-7m)	6.0~7.0	310	4,000
	製品岸壁 (-12m~-13m)	12.0~13.0	1,140	50,000
	全天候バース 全天候北バース	6.5 5.5	107 145	2,000 3,000
昭和電工(株)	昭電12号バース	7.2	110	5,346
	昭電13号バース	6.5	100	3,294
	昭電14号バース	6.5	190	3,000
	昭電11号バース	6.5	138	3,060
	昭電1号ドルフィン	5.0	89	1,300
	昭電2号ドルフィン	5.5	80	1,999
	昭電4号ドルフィン	7.5	142	6,250
	昭電6号ドルフィン	6.5	100	3,513
	昭電シーバース	17.0	300	99,999
日本硫炭工業(株)	昭電3号ドルフィン	5.2	70	1,500
NS スチレンモノ マー(株)	1号ドルフィン	6.2	35	3,000
	2号ドルフィン	8.0	35	7,000
	3号ドルフィン	6.0	35	2,000
JXTG エネルギ ー(株)	JX大分NO. 1バース	4.6	80	2,000
	JX大分NO. 2バース	4.7	80	2,000
	JX大分NO. 3バース	6.0	85	4,500
	JX大分NO. 4バース	6.0	100	4,500
	JX大分NO. 5バース	6.2	125	4,500
	JX大分NO. 6バース	4.7	110	2,000
	JX大分NO. 7バース	4.7	90	2,000
	JX大分NO. 8バース	7.8	40	5,000
	JX大分NO. 9バース	7.7	35	3,000
	JX大分NO. 10バース	9.1	35	10,000

埠頭名	係船施設			
	岸壁名	前面水深(m) (注)	延長(m)	最大係船能力(DWT)
	JX大分シーバース	22.8	34,493	314,014
住友化学㈱	住化ドルフィン	4.5	30	700
	住化岸壁	4.5	120	700
王子マテリア㈱	岸壁	4.5	150	700
三井造船㈱	B岸壁	4.5	220	18,500
	D岸壁	9.5	320	32,650
	E岸壁	2.5	590	—
大分液化ガス共同 備蓄㈱	共備内航No1	6.1	148	3,500
	共備内航No2	6.0	135	2,000
	共備内航No3	5.1	105	1,200
	共備外航バース	20.0	360	70,000
大分エル・エヌ・ ジー㈱	大分LNGバース	14.0	415	121,964

(注) 表内に記載されている前面水深の数値は計画水深であり、実際の水深と異なる場合があります。岸壁を利用にあたって、前面水深を確認したい場合は、港湾管理者(大分港振興室)へ確認して下さい。

3. その他関係機関への事前手続き

(1) 国際船舶・港湾保安法による船舶保安情報

- ① 外国から直接大分港及び特定海域（瀬戸内海）へ入港（特定海域へ入域）しようとする国際航海船舶は、入港（特定海域への入域）の24時間前までに、大分海上保安部に対して「船舶保安情報」の通報が義務付けられている。
（通報先：大分海上保安部警備救難課 電話番号 097-521-0114）
- ② 通報者は一義的に船長であるが、船長の委任を受けた船舶所有者や船舶代理店でも可能である。
- ③ 通報手段は輸出入・港湾関連情報処理システム（NACC S）によるほか、FAX、書面の郵送・直接窓口への持参でも可能である。

【項目・適条】

（船舶保安情報）

・国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 第44条第1項～第3項
（船舶保安情報の通報事項）

・国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則
第75条第1号～第28号

（特定海域）

・国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則
第3条第1号〔東京湾〕、第2号〔伊勢湾〕、第3号〔瀬戸内海〕

（罰則）

・国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 第57条第2号～第4号

(2) 船舶油濁損害賠償保障法による保障契約情報

- ① 外国から直接日本（大分港）に入港しようとする国際総トン数100トン以上の一般船舶（バージを含む）及び2,000トンを超える油を積載する油タンカーは、大分港又は特定海域*（一般船舶に限る）へ入港（入域）しようとする日の前日（行政機関の休日を除く）の正午までに、九州運輸局に対して「保障契約情報」の通報が義務付けられている。
- ② 通報者は一義的に船長であるが、船舶所有者又は船舶代理店でも可能である。但し、船舶代理店が通報を行う場合には、船長もしくは船舶所有者の委任が必要である。
- ③ 通報手段は輸出入・港湾関連情報処理システム（NACC S）によるほか、FAX、書面の郵送・直接窓口へ持参でも可能である。

* 船舶油濁損害賠償保障法施行規則第11条第3項の瀬戸内海をいう。

【補足説明】 特定海域の『瀬戸内海』の範囲について

瀬戸内海とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県蒲生田岬灯台まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線、山口県六連島灯台から五六度四、八〇〇メートル

ルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山口県六連島鵜ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から福岡県和合良島島頂まで引いた線、同島頂から二五七度二、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四六度三〇分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。

4. 「大分港利用の手引き」作成にあたり、説明及び意見聴取の経緯

本手引きは、超大型船を始め大分港を利用する全ての船舶の効率的な海上輸送と港湾の秩序ある安全な利用に繋がることを目的として、大分港の関係者（大分コンビナート企業協議会、乙津泊地利用者連絡会、鶴崎泊地利用者協議会、大分エーゼント会、その他関係企業並びに関係団体等）へ説明し、それぞれの意見を頂き合意の基に作成したものである。

参考文献

（公社）西部海難防止協会『安全のための大分港入港ガイド』